



福岡医発第317号（総）
平成30年4月25日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公印省略)

麻薬及び向精神薬取締法の遵守について（通知）

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部長より別添のとおり通知がまいりましたので、お知らせいたします。

本通知は、近年、麻薬施用者免許を有さない医師による医療用麻薬の施用等の違反事例が散見されていることを受け、麻薬及び向精神薬取締法の遵守を改めて周知するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員への周知方ご高配賜りますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

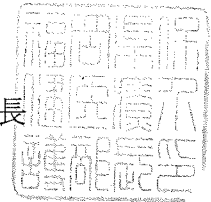
麻薬・向精神薬担当理事 吉武靖博
副会長 山下拓郎

30薬第148号

平成30年4月16日

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(薬務課麻薬係)



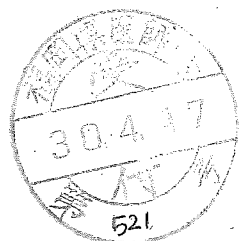
麻薬及び向精神薬取締法の遵守について (通知)

保健医療行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、医療機関における麻薬及び向精神薬取締法の遵守について、従前よりお願いしているところですが、近年、麻薬施用者免許を有さない医師による医療用麻薬の施用、麻薬施用者が複数人従事する診療施設での麻薬管理者不在等の違反事例が散見されています (別紙参照)。

これらの違反事例は、麻薬等の管理に関して当然遵守すべき基本的事項が履行されなかったことに起因するものであり、麻薬の適正使用及び管理徹底を期するための免許制度の根幹に関わるものであります。

つきましては、貴会員に麻薬及び向精神薬取締法の遵守につきまして、改めて、周知くださいますようお願いいたします。



県内で発生した麻薬及び向精神薬取締法違反事例

事例 1 麻薬施用者免許を有さない医師による医療用麻薬の施用 その 1

(概要)

本県において麻薬施用者免許を有している医師が、従たる勤務先である他県の医療機関において、当該県の麻薬施用者免許を取得しないまま麻薬を施用したもの。

(手続)

診療施設の所在地の各々の都道府県で麻薬施用者免許を取得する。

事例 2 麻薬施用者免許を有さない医師による医療用麻薬の施用 その 2

(概要)

継続申請を怠り麻薬施用者免許の有効期限を過ぎて、麻薬の施用を続けていたもの。

(手続)

麻薬免許の有効期限は免許の日から翌々年の 12 月 31 日まで。有効期限を免許者自身で確認し忘れずに継続申請を行う。

事例 3 麻薬施用者免許を有さない医師による医療用麻薬の施用 その 3

(概要)

診療施設の開設者 1 名が麻薬免許を取得していたが、実際は他の医師も麻薬の施用があった。個別に麻薬施用者免許の取得が必要と認識しておらず、麻薬施用者免許を取得せずに麻薬を施用したもの。

(手続)

麻薬を施用する医師は、全員麻薬施用者免許を取得する。

事例 4 麻薬施用者が複数人従事する診療施設で麻薬管理者不在

(概要)

麻薬施用者の異動により、麻薬施用者が 2 人になったが、麻薬管理者免許を取得していなかったもの。

(手続)

異動等で麻薬施用者が 2 人以上になるときは、事前に麻薬管理者免許を取得する。

事例 5 麻薬業務所の開設者変更による麻薬管理者不在

(概要)

麻薬診療施設の開設者が変更（法人化、吸収合併等）になったが、麻薬管理者免許を新規に取得していなかったもの。また、残余麻薬届等、必要な届出をしていなかった。

(手続)

開設者が変更になるときは、事前に麻薬管理者免許を取得する。

開設者変更後 15 日以内に前開設者は残余麻薬届※を、前麻薬管理者は業務廃止届を提出する。

※残余麻薬があり麻薬を譲渡する場合は、開設者変更後 50 日以内に譲渡し、譲渡後 15 日以内に残余麻薬譲渡届を提出する。